

2013

7
25

広報

もりや

おしらせ版

<http://www.city.moriya.ibaraki.jp/>

Public Information MORIYA

9月28日(土)・29日(日)

第30回守谷市商工まつり～きらめき守谷夢彩都フェスタ～

物販・PRブース出展者、ステージ出演者募集

物販・PRブース出展者

出展希望者は、申込書に添付されている募集要項(市商工会ホームページにも掲載)を確認の上、お申し込みください。

▽募集ブース数

50ブース(予定)

◎ブース基本仕様(参考例)

約3坪(間口2・7m×奥行3・6m)

※備品はテーブル1台(45cm×180cm)、いす2脚、蛍光灯、ブース名表示板(追加備品各自用意)

※基本仕様以外の装飾等は出展者負担/ブースの全部または一部を第三者に譲渡・貸与・交換することは不可/ブース以外での営業活動等は不可

▽飲食物の販売

保健所への食品営業許可申請は、市商工会が一括で手続きします(保菌検査は各自で実施)。お酒等の販売はご相談ください。また、保菌検査は竜ヶ崎保健所衛生課(☎0297・62・2163)

へ問い合わせの上、各自で実施してください。

※保菌検査結果書(写し)

を説明会当日に提出

▽出展資格

市内・市外の団体や事業者
※主催者が不適当と判断した出展は、見合わせていただく場合あり

▽出展日時

9月28日(土)午前9時30分～午後8時/29日(日)午前9時30分～午後6時30分

▽出展場所

守谷駅西口駅前広場周辺

▽出展負担金(2日間)

市内非営利団体 5千円
市内事業者 1万5千円
市外事業者 2万円

※説明会当日に徴収

ステージ出演者

▽募集項目

舞踊・音楽・その他イベントにふさわしい演芸

※カラオケを除く

▽期日

9月28日(土)・29日(日)

▽会場

守谷駅西口駅前広場

▽参加資格

団体・サークル・グループなど(アマ・プロ不問)

▽注意事項

ステージは平場/音源はCD・MD等を各自持参/音響設備、マイク等は主

催者で用意/楽器等必要な器材は全て持ち込み/天候や主催者側の都合により開催中止の場合あり/出演中、主催者が中止の判断をした場合は途中で中止/出演料・参加費は無料/交通費・食費・諸経費等は自己負担

▽出展・出演者説明会

9月上旬(予定)

▽応募方法

出展・出演参加申込書(市商工会窓口または市商工会ホームページから取得)に必要事項を記入の上、8月8日(木)午後5時までに市商工会窓口へ直接、または電子メールで提出する

※応募多数の場合は実行委員会にて調整/出展・出演決定等は後日連絡

▽応募・問合せ先

実行委員会事務局(市商工会)

☎48・0339

✉ms0339@solid.ocn.ne.jp

HP <http://www.16ocn.ne.jp/~morisho/>

市役所経済課 商工・観光G 内線262

受給には申請が必要です 継続の方は現況届の提出を忘れずに！

児童扶養手当および母子・父子福祉住宅手当

児童扶養手当

「児童扶養手当」とは、父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない児童を監護または養育している方に支給される手当のことです。

◎現在、手当を受給し、今後も継続を希望する方
現在、手当を受給している方は、8月上旬に郵送される現況届に記入の上、8月30日(金)までに窓口へ現況届を提出してください。

◎新たに受給を希望する方
この手当は、受給資格がある場合でも、対象者が請求し、認定されない限り支給されません。希望者は、窓口で認定請求書や添付書類(戸籍謄本・住民票など)の説明を受けてから、申請してください。

児童扶養手当所得制限額

(単位：千円)

養育者・児童の人数	本人の所得額		養育者・児童の所得額
	全部支給	一部支給	
0人	190	1,920	2,360
1人	570	2,300	2,740
2人	950	2,680	3,120
3人	1,330	3,060	3,500
4人	1,710	3,440	3,880
5人	2,090	3,820	4,260

※児童の父などから養育費用として受け取る金品などは、その金額の8割が対象児童を監護または加算される申告書に関する費用と認められるため、窓口へ提出が必要

●問合先 市役所児童福祉課 子育て応援G 内線156

▼手当額(対象児童数1人の場合の月額)

- ・全部支給 4万1430円
- ・一部支給 9780円(4万1420円(所得によつて異なる))

※算出方法は、パンフレット(児童福祉課で配布)や市ホームページに掲載

▼対象児童
18歳に達する日以後の最初の3月31日(身体・精神に障がいのある場合は、20歳の誕生日)までの間にあり、次に該当する児童

- ・父母が婚姻を解消した児童
- ・父または母が死亡した児童
- ・父または母が政令で定める程度の障がいの状態にある児童
- ・父または母が一年以上遺棄している児童
- ・父または母の生死が明らかでない児童
- ・母が婚姻しないで生まれた児童
- ・母が児童を懐胎した当時の事情が不明である児童

▼支給対象とならない場合

- ・児童が日本に住んでいない
- ・児童が父または母の死亡などにより公的年金を受けている
- ・児童が労働基準法で遺族補償などを受給できる、または、これらの給付を受けることができる受給資格者に養育され、給付事由の発生した日から6年を経過していない
- ・児童が里親に預けられている
- ・児童が父または母と生計を同じくしている
- ・児童が父または母の配偶者に養育されている
- ・児童が児童福祉施設に入所している

▼認定後、届出が必要な場合

- ・現況届が2年間未提出
- ・対象児童が増えたとき
- ・対象児童が減ったとき
- ・所得の高い扶養義務者と同居または別居するなど、現在の支給区分が変更になるとき

母子・父子福祉住宅手当

- ・受給資格を喪失したとき
- ・受給者が死亡したとき
- ・手当証書をなくしたとき
- ・手当証書を破損したり汚損したとき
- ・氏名・住所・支払金融機関・印鑑が変わったとき

「母子・父子福祉住宅手当」とは、借家住まいの母子・父子家庭の児童、または次のいずれかに該当する家庭で児童を養育している方に支給される手当のことです。

▼対象家庭

- ・配偶者と死別・離婚し、現に婚姻していない
- ・配偶者の生死が明らかでない
- ・配偶者が1年以上遺棄、または拘禁されている
- ・配偶者の心身に重度障がいがある

▼支給要件

- ・市内に住所を有する借家住まいの方(受給者名義の契約であること。公営住宅は除く)
 - ・当該年度における児童扶養手当の所得制限(上表参照)範囲内の方
- ▼手当額 月額5000円

忘れず申請を！ 特別児童扶養手当

●問合先 市役所社会福祉課 障がい福祉G 内線167

特別児童扶養手当とは、身体または精神に障がいのある児童を家庭で養育している方に支給される手当のことです。

特別児童扶養手当の受給を希望する新規申請の方・認定期間が切れる方・以前の受給者で改めて受給対象に該当する方は、社会福祉課で申請をして、県知事の認定を受けてください。

既に特別児童扶養手当を受給している方は、8月に所得現況届を提出してください。この届を提出しないと、8月分からの手当を受給できません。なお、前年の所得により支給されない場合があります(下表参照)。

▼対象児童
20歳未満で、次の要件に該当する児童

【1級】 身体障がい者手帳の判定が、おおむね1・2級(内部的疾患含む)程度に該当する方/療育手帳の総合判定がA・A程度の知的障がいがある方、または同程度の精神障がいがある方

【2級】 身体障がい者手帳の判定が、おおむね3級(内部的疾患を含む)程度に該当する方/療育手帳の総合判定がB程度の知的障がいがある方、または同程度の精神障がいがある方

特別児童扶養手当所得制限額 (単位：千円)

扶養人数	本人の所得額	配偶者および扶養義務者の所得額
0人	4,596	6,287
1人	4,976	6,536
2人	5,356	6,749
3人	5,736	6,962
4人	6,116	7,175
5人	6,496	7,388

▼支給対象とならない場合

- ・児童および父・母・養育者が国内に住んでいない
- ・児童が障がいによる公的年金を受けられることができる

・児童が児童福祉施設に入所している(保育所・通園施設・肢体不自由児施設への短期入所は除く)

▼手当額 児童1人当たり
【1級】 月額5万4000円
【2級】 月額3万3570円

保健センターからのお知らせ

☎48・6000

大人の麻しん風しん混合ワクチンの優先接種にご協力ください

大人の麻しん風しん混合ワクチンに使用している麻しん風しん混合ワクチンが、今夏以降に一時的に不足する恐れがあります。安定供給が見込めるまでの間、効果的な先天性風しん症候群発生の予防および安定的な定期接種の実施のため、次の方が優先して接種できるよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

●妊婦の夫、妊婦の周囲の方のうち抗体価が十分であると確認できた方以外の方

●10代後半から40代の女性(特に、妊娠希望者または妊娠する可能性の高い方)のうち、抗体価が十分であると確認できた方以外の方
*優先接種については、厚生労働省からの情報です。市の予防接種費用助成の対象とは異なります。

子宮頸がん定期予防接種の積極勧奨を一時的に差し控えています

国から持続的な疼痛の副反応症例について発生頻度等の適切な情報提供ができるまでは、積極的な接種勧奨を一時的に差し控えるべきとされました。接種の中止ではありませんので、定期接種年齢で接種を希望される方は、有効性とリスクを理解した上で接種してください。

御所ヶ丘五丁目第二団地地区計画の説明会

市では、御所ヶ丘五丁目第二団地地区の良好な住環境を維持するため、地区計画の決定を予定しています。この計画の説明会を開催します。

●日時 8月3日(土)午前10時

●場所 市民交流プラザ1階視聴覚室(御所ヶ丘5-25-1)

●問合先 市役所都市計画課 まちづくりG 内線243



知っていますか？ 建退共制度

建退共制度は、建設現場労働者の福祉の増進と建設業を営む中小企業の振興を目的とした退職金制度です。

○加入できる事業主 建設業を営む方
○対象 建設業の現場で働く方

○掛け金 月額310円
○問合先 建退共茨城県支部

☎029・225・0095

健康診査が9月2日(月)から始まります!!

健康診査は、加入している医療保険や年齢によって受診方法や内容が異なります。
ご自分の加入している健康保険組合の指定する方法で受診してください。



●問合先

健診全般・健康づくり健診 保健センター ☎48-6000
国民健康保険の特定健診 市役所国保年金課 内線 102~104
後期高齢者医療の特定健診 市役所国保年金課 内線 107・108



※対象年齢は平成26年3月31日現在

◎肺がん検診(65歳以上は結核検診を含む): 無料

【対象: 40歳以上の方】

加入している健康保険組合の種類に関係なく、検診が受けられます。

〈持参品〉市から送付される「結核・肺がん検診問診票」

◎特定健康診査

【対象: 40~74歳の方】

●守谷市国民健康保険の方: 無料

〈持参品〉市から送付される「結核・肺がん検診問診票」「特定健康診査受診券」と「保険証」

●守谷市国民健康保険以外の方

市の健康診査を受診できる契約をしているか、自分が加入している健康保険組合に確認してください。

〈持参品〉自分が加入している健康保険組合発行の「特定健康診査受診券」と「保険証」、市から送付される「結核・肺がん検診問診票」

◎後期高齢者医療健康診査: 無料

【対象: 75歳以上または65~74歳の一部の方】

〈持参品〉市から送付される「結核・肺がん検診問診票」「後期高齢者医療健康診査受診券」と「保険証」

▼次の健康診査等は、加入している健康保険組合の種類に関係なく、検診が受けられます。通知はしませんので、直接会場にお越しください。

◎健康づくり健康診査: 600円

【対象: 19~39歳の方】

◎B・C型肝炎検査: 800円

【対象: 40~70歳の方で、過去に検査を受けていない方】

◎前立腺がん検診: 1,300円

【対象: 50歳以上の男性】

●日程

実施日	会場	
	受付 9:30~11:00	受付 13:15~15:00
2日(月)・3日(火)	保健センター	
4日(水)・5日(木)	文化会館	
6日(金)	保健センター	
9日(月)・10日(火)	市役所	
11日(水)	高野小学校	乙子農村集落センター
12日(木)・13日(金)	高野公民館	
17日(火)・18日(水)	郷州公民館	
19日(木)・20日(金)	北守谷公民館	
21日(土)	保健センター	
24日(火)・25日(水)	中央公民館	
26日(木)	西板戸井田園都市センター	大木農村集落センター
27日(金)	向崎農村集落センター	上坪農村集落センター
28日(土)・29日(日)・30日(月)	保健センター	

◎「第2期 守谷市特定健康診査等実施計画」を策定しました

高齢者の医療の確保に関する法律により、平成20年4月から医療保険者(加入している健康保険)に、生活習慣病の発症原因とされるメタボリックシンドロームに着目した「特定健康診査・特定保健指導」の実施が義務付けられました。

これを受けて市では、守谷市国民健康保険が特定健康診査・特定保健指導を実施していく上で、目標や基本的な事項を定めた「守谷市特定健康診査等実施計画」を策定しました。

今回、第1期実施計画が平成24年度で終了し、平成25年度から29年度の第2期実施計画を策定しましたのでお知らせします。

※「第2期 守谷市特定健康診査等実施計画」は、市役所国保年金課および市ホームページでご覧いただけます。

国民健康保険・後期高齢者医療

生活習慣病は自覚症状がないまま進行します。健康診査の受診は、これまでの生活習慣を振り返り、早期発見・早期治療を始める絶好の機会です。自分のため、家族のために健診を受けましょう。

	集団健診 (保健センターや公民館等での健診)	医療機関健診 (市が指定した医療機関での健診)
対象者	満40歳以上(H26.3.31現在)の守谷市国民健康保険または後期高齢者医療に加入中の方 ※対象となる方には、受診券を8月に郵送 ※同一年度内に健康診査(ドック検診含む)を複数回受けることは不可	
健診期間	9月2日(月)～30日(月)	9月2日(月)～12月20日(金)
自己負担金	無料	1,000円
受診方法	予約不要 集団健診会場に受診券と保険証を持参の上、お越しください。(P4日程参照)	要予約 指定医療機関(一覧を受診券に同封)に直接予約してください。 受診当日は、受診券と保険証、自己負担金1,000円を持参してください。 *受診券に同封した指定医療機関一覧に次の医療機関が追加されました。 丸野医院 住所 取手市稲853 ☎ 0297-74-4199
検査項目	身体測定・血圧測定・血液検査・尿検査・心電図・眼底検査など	
受診のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ●集団健診案内『健康診査(集団)のお知らせ』に日程・会場一覧表があります。(P4日程参照) ●予約不要! 胸部レントゲンもあり、しかも無料(オプションを除く)とお得な健診です! 	<ul style="list-style-type: none"> ●「集団健診では受けにくい…」という方はこちらをご利用ください。 ●結核・肺がん検診(胸部レントゲン)は同時受診できません。ご希望の方は集団健診会場で「結核・肺がん検診問診票」を利用し、受診することをお勧めします。
同時受診可能な検診(一部有料)	<ul style="list-style-type: none"> ◎結核・肺がん検診(無料) ○前立腺がん検査(50歳以上の男性) ○B・C型肝炎検査(対象条件あり) 	<ul style="list-style-type: none"> ○前立腺がん検査(50歳以上の男性) ○B・C型肝炎検査(対象条件あり)

自分の手で収穫する野菜は味わいもひとしお。土を耕すことから始まる農作業は、自然を相手にする楽しさを実感できます。県下最大の区画数を有する瓜代農園で、穏やかな空間の中、土や水と触れ合い、野菜や花を育ててみませんか?

▼**使用期間** 許可日～平成26年3月31日※更新可

▼**場所** 高野地内(右図参照)

▼**設備** 農機具(ミニ耕運機含む)、水道、休憩施設、駐車スペース、トイレ

▼**募集区画** 40区画(1区画30㎡)
※複数区画利用可

▼**使用料** 月額1000円(1区画当たり)

▼**対象** 農業従事者以外の方で、野菜・花などの栽培に意欲がある方

▼**申込方法** 窓口で直接申し込む

▼**申込・問合せ先** 市役所経済課
農業振興G 内線263、264



報 告 情 報 び ろ ば

お知らせ

下水道工事(松前台)

松前台六丁目地内で給水管布設替工事を行います。工事期間中は、交通規制などでご迷惑をお掛けしますが、ご協力をお願いします。

▼**工事名** ①H25給水第1号工事②H25給水第2号工事③H25給水第3号工事

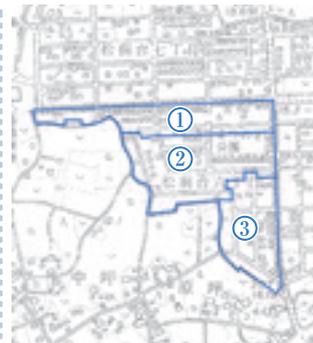
▼**工事内容** 水道本管から宅地内止水栓(もしくはメーターボックス)までの鉛製給水管の掘削工事による更新、道路舗装工事(仮復旧および本復旧)▼**対象** 松前台六丁目で水道の引き込みがある家庭など※一部を除く▼**請負者** ①(株)大豊

くらし・環境・交通

- 届出・証明・税・年金
- 子ども
- 高齢者
- 教室・講座・イベント
- 情報・参加・交流
- 仕事

産業②(有)浅井設備工業③(株)大山設備▼**工期** 11月下旬まで(予定)

▼**問合せ先** 上下水道事務所 業務G ☎48・1842



「基本チェックリスト」を記入して健康チェックを!

住み慣れた地域で元気に暮らしていくために、健康づくり・介護予防を一緒に始めませんか?
市では、介護認定を受けていない65歳以上の方へ

「基本チェックリスト」を8月上旬に送付します。記入の上、同封の返信用封筒で返送してください。

▼**対象者** 65歳以上(7月1日現在)で介護保険の認定を受けていない方のうち、「日常生活圏域ニーズ調査(平成22年度実施)・基本チェックリスト(平成23年度実施)」を返送していない方▼**時期** 8月上旬

▼**結果** 10月頃送付予定

▼**問合せ先** 市役所介護福祉課 地域包括支援センター 内線174

建築物を建築する方へ 建築物の仕上げ「完了」検査

建築確認を受けた建築物が完成した際には、完了検査を受けてください。

この検査は、建築物の強度や避難等の性能を、建築基準法による関係規定に適合しているか法定機関が現地で確認するものです。

検査を受けるためには、工事完了時に「完了検査申請書」を管轄の行政機関、または指定確認検査機関へ提出が必要です。

検査後に交付される「検査済証」は、建築物の安全性等が確認された適合建築物の証明です。建築物の売買や融資を受ける際に提示を求められることもありま

すので、大切に保管してください。

▼**問合せ先** 県南県民センター 建築指導課 ☎029・822・8519

児童扶養手当を受給されている方への就労支援

県では、母子自立支援プログラム策定員がそれぞれの生活状況や就労・自立への課題等について必要な支援を行っています。

▼**対象** 児童扶養手当を受給されている方(生活保護を受けている方を除く)▼**内容** 面接相談、自立目標・支援内容等の設定、ハローワークとの連携による就労支援

▼**問合せ先** 県南県民センター 地域福祉室自立支援担当 ☎029・822・7217

茨城県母子家庭等就業・自立支援センター開設

一人親家庭等の皆さんの

自立を支援するため、無料で職業相談、職業紹介、生活相談等を行っています。

▼**相談日** 月～金曜日午前9時～午後5時30分/土曜日午前9時～午後5時

▼**問合せ先** いばらき就職・生活総合支援センター ☎029・233・2355

市道106号線 通行止め

松並土地区画整理事業の工事に伴い、市道106号線通行止めの期間を7月31日(水)までの予定としていましたが、工事の遅延等により、通行止めの期間を延長します。

通行止めの期間中はご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

▼**通行止期間** 12月27日(金)まで▼**通行止箇所** 市道106号線(松並木の道路)※車両のみ通行禁止、歩行者と自転車は通行可▼**請負者** 三井住友建設・みらい建設工業特定建設工事共同企業体

▼**問合せ先** 松並土地区画整理組合事務局 ☎48・8481/市役所都市計画課まちづくりG 内線242

アメリカオニアザミの駆除にご協力を!

外来生物のアメリカオニアザミという植物が市内で目立っています。繁殖力が強く、大きく成長し、鋭く鋭いトゲを持つため、発見したときは、成長する前に抜き取って処分をお願いします。開花時に駆除した場合は、種子が飛散することもあるため、駆除後は放置せずに処分してください。

▼問合先 市役所生活環境課 環境G 内線146



▲アメリカオニアザミ

開催

**夏休み小学生対象
ペーパークラフト体験**

▼日時 8月27日(火)午後1時30分～3時
▼会場 高野公民館多目的ホール
▼対象 小学生(低学年は保護者同伴)
▼講師 松本順治

氏(折り紙飛行機51くらぶ)
▼募集人数 30人※超過の場合抽選
▼参加費 無料
▼持参品 はさみ、定規
▼申込 往復はがきに講座名・住所・氏名・学年・電話番号を記入し、8月15日(木)必着で申し込む

▼申込・問合先 中央公民館 〒302-0110 守谷市百合ヶ丘2-2504-1 ☎48・6731

**平成25年度
甲種防火管理新規講習**

▼日時 9月12日(木)・13日(金)※2日間
▼会場 ポリテクセンター茨城(常総市水海道高野町591)
▼内容 防火管理の意義・制度／火気管理／施設・設備の維持管理／防火管理に係る訓練・教育／防火管理に係る消防計画※全日程の受講が必要(欠席・遅刻等は認められません)
▼受講料 5000円/常総市消防協会加入事業所は4500円
▼定員 先着80人
▼申込期間 8月5日(月)～9日(金)午前8時30分～午後5時

▼申込方法 受講申請書(ホームページまたは管内

各消防署窓口で取得)に必要事項を記入し、直接申し込む

▼申込・問合先 常総広域消防本部予防課 ☎23・0904 <http://www.iyouso-koikior.jp/>

ふるさ都市もりや朝市

▼日時 8月4日(日)午前10時～午後3時※小雨決行

▼会場 守谷駅西口駅前広場
▼問合先 守谷すたいる研究交流会 石澤 ☎090・3148・5370/市役所経済課 商工・観光G 内線262

**平和パネル展
沖繩戦と沖繩基地問題**

太平洋戦争の末期に沖繩では、住民を巻き込んだ地上戦が大きな悲劇を生み出した。その終結から68年、戦後の沖繩の人々は苦難の連続でした。その歴史と現状をパネル展で考えます。

▼期間 8月8日(木)～14日(水)
▼場所 中央図書館休憩コーナー
▼後援 守谷市、茨城県平和委員会

▼主催・問合先 守谷平和の会 ☎46・1017

司法書士法律無料相談会

▼日時 8月5日(月)午前9時～午後5時
▼会場 県内の各司法書士事務所(事前申込必要)
▼相談内容 相続・贈与・会社・法人登記・裁判・借金等に関する相談

▼問合先 茨城司法書士会 ☎029・225・0111

地域巡回教育相談会

県内在住で視覚に障がいのある方の相談・助言・情報提供を行います。

▼日時 8月8日(木)午前11時～午後3時
▼会場 常総市石下総合福祉センター(常総市新石下4365)

▼申込・問合先 県立盲学校 ☎029・221・3388 shien@ibaraki-shed.jp

募集

**あなたも経験してみませんか?
20代の投票立会人**

茨城県知事選挙(選挙期日9月8日(日))における期日前投票の投票立会人を募集します。

投票立会人とは、投票所において投票事務の執行が公正かつ適正に行われるよう立ち会う人です。

今回募集する投票立会人は、投票日ではなく、選挙期日の告示日の翌日から選挙期日の前日まで行われる「期日前投票」の立会人です。

▼立会日 8月23日(金)～9月7日(土)の間の希望日

▼立会時間 午前8時30分～午後8時(食事等の一時退席以外での離席はできません)
▼立会場所 市役所期日前投票所
▼応募資格 市内在住で選挙権を有する20代の方※申込多数の場合は抽選
▼報酬 1日 1万5000円
▼申込方法 申込用紙(申込先に用意または市ホームページから取得)に必要事項を記入の上、8月6日(火)までに持参または郵送・FAX・電子メール(申込用紙添付)で申し込む※郵送の場合は8月6日(火)必着

▼申込・問合先 市役所総務課内「市選挙管理委員会」内線353 ☎45・6529 senkyo@city.moriya.ibaraki.jp

ibaraki.jp

**男女共同参画社会に
関する絵がみ募集**

誰もが自分らしく暮らせるまち…あなたの考えを「絵がみ」にして送ってください。

▼募集内容 「みんながい
きいきと暮らせる男女共同
参画社会」をイメージした
絵がみ※未発表で自作の
作品（1人1点まで）▼応
募資格 一般の部 市内在
住・在勤・在学の方／小中
学生の部 市内在住の小学
5年生・中学2年生▼作品
サイズ はがきサイズもし
くは11cm×15cm▼応募方法
市役所窓口・各公民館に設
置されている応募用紙に住
所、氏名、電話番号等を記
入し作品に添付の上、窓口
もしくは郵送（作品保護の
ため封書で送付）により8
月30日（金）必着で申し込む
▼発表 審査により入賞し
た方にのみ通知▼表彰 賞
区分は、最優秀賞、優秀賞、
佳作とし、各賞とも賞状と
記念品を贈呈／11月に表彰
式開催予定／入賞作品は、
広報もりや・市ホームページ
等で公表予定▼その他

応募作品は返却しない／作
品の著作権は守谷市に帰属
／最優秀賞受賞作品は男女
共同参画啓発リーフレット
等を使用

▼応募・問合せ先 市役所市
民協働推進課 協働推進G
内線133 ☎ kyoudou@
city.moriyabaraki.jp

**もりやファミリーサポート
センター「サポーター
育成講座」受講生**

子育てのお手伝いをして
くれるサポーターを募集し
ています（サポーター育成
講座の受講が必須）。

▼日程 9月25日（水）午前9
時30分～午後3時、26日（木）
午前9時30分～正午（救急
救命講座）・午後1時～3
時、27日（金）午前9時～午後
3時▼会場 市民交流プラ
ザ、守谷消防署▼内容 サ
ポーターとしての心構え、子
どもの健康・病氣・安全・
栄養・遊ばせ方、緊急時の
対応と応急処置など▼対象
市内在住の心身共に健康で
子育てに意欲があり、お子
さんが好きな方※資格・経
験・年齢・性別は不問▼申

込締切日 8月30日（金）

▼申込・問合せ先 もりやファ
ミリーサポートセンター
☎ 45・2432

月・金曜日（祝日を除く）
午前9時～午後5時

**茨城県行政書士会
県南支部 無料相談会**

▼日時 8月10日（土）午後1
時30分～4時▼場所 中央
公民館団体活動室▼内容
相続・遺言・法人設立・営
業許可・農地転用・帰化永
住・在留資格・権利義務・
事実証明に関すること

▼問合せ先 茨城県行政書士
会県南支部 ☎ 0299・
26・2756

**農業振興をテーマとした
「まんがコンテスト」**

食育・地産地消の大切さ
とICT教育の推進を図る
ため、県が運営するインタ
ネットテレビ「いばキラTV」
サイト内で農業振興をテーマ
とした「コマまんが」を募集し
ます（10月に結果発表予定）。

▼実施方法 県の農業振興
を主題としたアニメ「あぐ
かる」キャラクターを活用
した漫画制作ツールを使用

し農業振興に関連する「コ
マまんが」を作成して、応募
先に投稿（ツール操作方法
はいばキラTVサイト内特
設コーナーで公開）▼区分
学生部門（小・中・高・特
別支援学校の児童・生徒）
／農業部門（農業・農産物
販売従事者）／一般部門（そ
の他）▼応募先 いばキラ
TVサイト内特設コーナー
HP http://ibakiratv/shokui-ku_201307/

▼応募締切日 9月10日（火）

▼問合せ先

◎事業全般に関すること
県知事公室広報広聴課広報
戦略室 ☎ 0299・301・
2129

◎応募方法に関すること
まんがコンテスト事務局
HP http://ibakiratv/shokui-ku_contact/

**夏休み
高校生子育て体験教室
ポフンティア**

子どもが大好きな高校生
の皆さん！ 保育所で子ど
もたちと、一日一緒に過ご
しませんか？

▼期間 8月1日（木）～30日
（金の希望日※土・日曜日、
8月13日（火）～16日（金）は除
く）▼対象 市内在住・在学
の高校生▼内容 遊びの相
手、食事・昼寝の介助▼申
込方法 応募用紙（保育所、
児童福祉課および市ホーム
ページから取得）に必要事
項を記入し、随時希望する
保育所へ申し込む

▼場所、申込・問合せ先
北園保育所 ☎ 48・4897
土塔中央保育所 ☎ 48・1
876

8月は経済産業省主唱の
電気使用安全月間です

電気は
正しく安全に
使いましょう！

ぼくは安全しちゃん。

関東電気保安協会
http://www.kdh.or.jp/

発災対応型防災訓練を実施！

○問合せ先 市役所交通防災課 交通・防災G 内線 138

〈主催〉守谷市 〈協力〉守谷の地域防災を考える会、守谷市消防団、守谷消防署・南守谷出張所

市では、東日本大震災や阪神・淡路大震災の教訓・実例を踏まえ、一部の地域において「発災対応型防災訓練」を実施します。

従来は、参加者が一堂に集まり、初期消火活動や応急救護訓練などを実施する「会場型防災訓練」でした。このような方法は、毎回変化が少なく、参加者も受動的に訓練を行いがちになるため、マンネリになりやすい欠点があります。

一方、昨年度から実施している「発災対応型防災訓練」は、シナリオのない現実的な初動対応訓練です。実際の災害時には、避難所や近くの一時避難場所（公園や自治会館等）に避難する間に、火災に遭遇し、消火活動を求められるかもしれません。また、道路がふさがれて先に進むことができなくなったり、近くで助けを求める人の声が聞こえてくるかもしれません。予測できない事態が次々に起こってくるのが「実際の災害」なのです。

「発災対応型防災訓練」は、各自の判断で行動しなければならないため、実際の災害に対して即時対応能力が養われるといった利点があります。過去の教訓から分かることは、被災直後に役立つものは「地域の絆」であり、地域で助け合う環境を整えていくことが重要であるということです。



▲昨年の訓練の様子

この訓練は、生活の場である自分たちの地域での災害を想定した訓練であり、地域住民の防災行動力の向上を図ることを目的としています。

今回の訓練は、事前に自治会長宛てに通知し、希望された自治会や自主防災組織で実施されます。

「自主防災組織などの取り組みを実施していない」「これから自主防災組織結成を考えている」自治会の方は、今後の地域防災力の向上につながりますので、ぜひ参観してください。参観を希望する地区の方は、交通防災課までご連絡ください。

▶実施日時 9月1日(日) 11:00～

▶実施地区 事前に実施を希望した自治会・自主防災組織

▶訓練想定 茨城県南部を震源とする直下地震が発生（震度7）

▶訓練内容 発災対応型防災訓練

※訓練内容は地域の状況によって多少異なる

【自治会・自主防災組織】

- 地震発生～自分の身を守る（自助）
- 近所への声かけ
- 一時避難場所へ参集
- 自治会の災害対策本部を開設
- 自治会区域内の調査活動
- 地域内負傷者救助、負傷者応急手当、初期消火
- 被害状況の報告や市からの情報収集・伝達

【市・関係機関】

- 市災害対策本部設置訓練
- 消防団の受け持ちエリア内情報収集訓練

シニア海外ボランティア協力隊

市内在住の方が7月から2年間、海外協力隊（JICAボランティア派遣事業）として海外へ赴任しました。永田清思さん（写真左）はブータンで国内の食品の安全管理に関する活動を、松見正孝さん（写真右）はフィジーで漁業経営の枠組み作りのための活動を行う予定です。お二人の任地での活躍を期待しています！



ダブルダッチで世界一に！！

ダブルダッチのクラブチーム「☆皆跳☆」が、日本代表として6月にアメリカで開催された第40回ADDL世界選手権大会において優勝し、世界一に輝きました。



左から米谷樹さん（守谷小）、平久保健太さん（大野小）、寺田心優さん（高野小）

社会福祉施設と福祉避難所に関する協定を締結

●問合先 市役所介護福祉課 内線 177

福祉避難所とは、介護が必要な高齢者や障がいのある方など一般の避難所での共同生活が困難な方が、安心して避難生活を送ることができるよう特別の配慮がある避難所のことです。

市は、次の社会福祉法人と協定を締結し、3か所の施設に福祉避難所として協力いただくことになりました。災害時に、避難所の生活で特別な配慮が必要な在宅の要介護高齢者や障がい者をサポートします。

- ◎社会福祉法人 峰林会
特別養護老人ホーム峰林荘 野木崎 1931
☎ 48-3587
- ◎社会福祉法人 英伸会
特別養護老人ホーム七福神 高野 1755-1
☎ 45-3580
- ◎社会福祉法人 筑桜会
障害者支援施設さくら荘 大木 129-2
☎ 48-6288

地域で安全・安心なまちづくりを目指して

●問合先 市役所交通防災課 交通・防災G 内線 138

●原科防犯指導員コラム

情けは人のためならず

去年のコラムで、「振り込め詐欺防止には、子が親に『お金の電話はしないからね』と前もって話しておくことが一番」と書きました。

しかし、振り込め詐欺は今でも被害が発生しています。どこの家庭でも同様の対策をしても、手口は多様化しており、犯罪に巻き込まれてしまう可能性があります。

そのような中、牛久市内の60代女性が“だまされたふり”をして警察に通報し3人の犯人が逮捕されたという記事が目につきました。

この「犯人をだまして逮捕してもらおう」というお手柄が多くの人に広がれば、犯人側に「おびき出されて逮捕されるかもしれない」という強い不安により、犯罪を踏みとどまらせることができると思います。

犯人も逮捕のリスクを避ける対策はしており、親玉までたどり着くのは大変だと思いますが、多くの方に協力していただき、犯罪被害者を減らしていきたいと考えています。

今後とも、防犯関係者各位と協力し、市民の皆さんに語りかけていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

まずは手始めに、妻に話したところ「いいよ。でも演技力も必要だね」と乗ってくれました。一週間後「近頃、誰からの電話でも疑うようになった」という言葉を聞き、「積極的に考えるといういろいろな効果がある」と再認識… どうですか？

皆さんのご協力をお願いします！！

●市内の犯罪発生状況（平成25年1月～5月）

前年同時期と比較し、刑法犯総数は減少しています。特に「空き巣」は、減少していますが、外出時のカギ掛けを徹底するのはもちろんのこと、被害を未然に防ぐため、防犯対策を皆さんで心掛けましょう！

※（ ）内の数字は、前年1～5月との比較

発生地域	刑法犯総数	街頭犯罪	住宅侵入犯罪	万引き	その他の犯罪
①	182 (△32)	66 (△3)	22 (△17)	42 (+8)	1 (±0)
②	58 (△29)	28 (△8)	7 (△4)	1 (△1)	0 (±0)
③	45 (△6)	19 (△1)	6 (±0)	4 (+1)	0 (±0)
合計	285 (△67)	113 (△12)	35 (△21)	47 (+8)	1 (±0)

街頭犯罪内訳

発生地域	乗り物盗			ひったくり	車上狙い
	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗		
①	13 (+10)	4 (△1)	37 (△5)	2 (+1)	10 (△8)
②	2 (△4)	5 (+3)	17 (△9)	0 (±0)	4 (+2)
③	1 (△1)	3 (+2)	10 (△1)	0 (±0)	5 (△1)
合計	16 (+5)	12 (+4)	64 (△15)	2 (+1)	19 (△7)

▶発生地域区分

- ①本町、松並、ひがし野、赤法花、百合ヶ丘、中央、松ヶ丘、大柏、野木崎
- ②久保ヶ丘、御所ヶ丘、立沢、松前台、薬師台、緑、板戸井、大木、大山新田
- ③みずき野、小山、乙子、けやき台、高野、鈴塚、美園

守谷市の交通事故発生状況（6月） 件数 14件 死者数0人 負傷者数 16人

食の自立支援事業 (配食サービス)

市では、食事の調理が困難な高齢者の皆さんに栄養バランスを考慮した食事（夕食のお弁当）を手渡して配達し、安否の確認を行います。

▶対象

市内在住で、食事の調理が困難であり、次の①～⑤のいずれかに該当する方（本人に市町村民税が課税されていない方）

- ① 65歳以上の一人暮らしの方
- ② 65歳以上のみの世帯の方
- ③ 身体障害者福祉法第4条に規定されている身体障がい者
- ④ 厚生労働省が定める特定疾患調査研究事業の対象疾患患者
- ⑤ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項に規定されている精神障がい者保健福祉手帳を所持している方

▶利用料金

1食当たり 450円

▶利用回数

週3回まで（日曜日、祝日、年末年始を除く）

▶事前調査

サービス利用決定に当たり、訪問調査を実施します。申請者の心身の状況、置かれている環境、申請者および家族の希望等の情報を収集し、サービス利用の可否を決定します。

▶申請方法

利用申請書（申請先または市ホームページから取得）に必要事項を記入の上、申請する

▶申請・問合せ先

市役所介護福祉課 地域包括支援センター

☎ 45-1744（直通）

▶代行申請

申請が困難な方は、代行申請をご利用ください。

- 守谷中学校区
在宅介護支援センターもりや
☎ 48-2099
- 愛宕中学校区
在宅介護支援センターやまゆり
☎ 48-4660
- けやき台中学校区
在宅介護支援センターみのり
☎ 45-3580
- 御所ヶ丘中学校区
在宅介護支援センターわたぼうし
☎ 46-2002

取手市医師会健康教室 「熱中症の話」

○熱中症の発症しやすい条件とは？

非常に暑い環境下で起こりやすいということは当然ですが、梅雨の合間に突然気温が上昇した日や梅雨明けの蒸し暑い日など、身体が暑さに慣れていない時に起こりやすいということを念頭に置いておく必要があります。3年前の夏の例では、7月下旬の最初の熱波で、多くの重症患者が発生しました。

生活において、スポーツ・労働時間時・散歩中、自転車の運転中、バス停での待ち時間など、屋外で発症するほかに、室内での家事、飲酒、店番などでも発症しており、日常生活では特に、屋外より屋内での発症が多くみられます。

○どのような症状で熱中症を疑うのか？

熱中症は一般に重症度に応じてⅠ度、Ⅱ度、Ⅲ度に分類されます。最も軽いⅠ度では、めまい・失神などの「立ちくらみ」の症状や、筋肉痛・筋肉の硬直などのいわゆる「筋肉のこむらがえり」の症状がみられます。この時期には大量の発汗を伴います。Ⅱ度になると頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐・倦怠感など「体がぐったりして、力が入らない」という状態になってきます。Ⅲ度になると、高体温となり、意識障害・全身けいれん・手足の運動障害などが出現し、生命が危険な状態となってきます。

○熱中症の症状が出た場合の処置は？

熱中症の症状は、主に水分や塩分の喪失による脱水症と、高体温による臓器障害によって生じます。したがって、応急処置は水分や塩分の補給と、体を冷やすことが重要です。具体的には、Ⅰ度の症状があれば、すぐに涼しい場所へ移し、水分や塩分を補給させます。そして誰かがそばに付き添って見守り、改善しない場合や悪化する場合には、病院へ搬送します。Ⅱ度の症状の時には、涼しい場所へ移し、足を高くして休ませます。自分で水分や塩分を取れなければ、すぐに病院へ搬送します。

Ⅲ度の症状の場合は、すぐに救急隊を要請するとともに、衣服を脱がせて、体から熱の放散を助けるとともに、露出させた皮膚に水をかけて、うちわや扇風機などで体を冷やします。氷のうなどがあれば、それを頸部、脇の下、大腿の付け根などに当てて皮膚の直下を流れている血液を冷やすことも有効です。

重症者を救命できるかどうかは、いかに早く体温を下げることができるかにかかっています。

8月 AUGUST

1 木		ビン・ペット収集日
2 金	おはなし会 (6・10・21日 11:00～、18日 14:00～ 中央図書館 / 5日 15:00～ 保健センター)	
3 土	夕べのコンサート (・10・24・31日 18:00～ 市役所)	
4 日	ふるさ都市もりや朝市 (10:00～15:00 守谷駅西口駅前広場)	
5 月	粗大ごみ戸別収集申込期間 (～9日)	粗大ごみ戸別収集日
6 火		
7 水	こころのリハビリ (9:30～11:30 保健センター) / 認知症の方の家族の集い (13:30～15:00 市役所)	プラ容器収集日
8 木		紙・布類収集日
9 金		
10 土		
11 日	おはなし隊がやってくる (15:00～ 中央図書館)	
12 月		
13 火		
14 水	税務相談 (13:00～16:00 市役所)	缶・プラ容器収集日、公民館休館日
15 木		ビン・ペット収集日
16 金		
17 土		
18 日		
19 月	粗大ごみ戸別収集申込期間 (～23日)	粗大ごみ戸別収集日
20 火		
21 水	こころのリハビリ (9:30～11:30 保健センター) / 職業相談 (9:30～11:30 文化会館)	プラ容器収集日
22 木		紙・布類収集日
23 金		
24 土		
25 日		
26 月		
27 火		
28 水		缶・プラ容器収集日
29 木		ペット収集日
30 金		
31 土		

9/2(月)納期限
市・県民税(2期)、国民健康保険税(2期)、後期高齢者医療保険料(2期)、介護保険料(3期)

8月の各種相談	法律相談	20日 9:00～12:00		13日 9:00 から要予約 ☎ 45-1249
	行政相談	12日 13:00～16:00	市役所	-
	教育相談 (ラポールルーム)	日～金曜日 9:00～16:30		☎ 0120-783018
	若者就労支援相談	24日(第4土曜日) 13:00～17:00	中央公民館	要予約 いばらき若者サポステ ☎ 029-259-6860
	不登校相談 (はばたき)	火～金曜日 8:30～17:15	東板戸井集会所	☎ 45-2655
	こころの健康相談	8日 13:30～15:30	保健センター	1週間前までに要予約 ☎ 48-6000
	家庭児童相談	月～金曜日 8:30～17:00	家庭児童相談室 (市民交流プラザ内)	☎ 45-2314
	心配ごと相談	14:00～16:00 ・ふくし 5日 ・年金・労務 12日	いきいきプラザ・ げんき館 (社会福祉協議会)	☎ 45-0088
	電話相談	金曜日 10:00～15:00		☎ 48-5555
	生活機能相談	金曜日 10:00～17:00	市役所介護福祉課	要予約 ☎ 45-1111 内線174



ECOライフを楽しもう！ 照明編 夏の「電気の上手な使い方」

- 電球の取り換え時には、省エネ性の高いランプに
白熱電球から電球形蛍光灯や電球形LEDランプに取り換えると省エネになります。
- 調光機能を使う
調光機能タイプの物は、必要な明るさに調節しましょう。
- 照明器具の清掃を
ランプ本体や照明器具のカバーなどにホコリや汚れがつくと、明るさが低下します。部品や材質に応じて、こまめにお手入れをしましょう。

暮らしのコーナー

「遠隔操作」による 勧誘トラブルに注意！

プロバイダの契約にあたり、勧誘業者が消費者のパソコンを“遠隔操作”することによるトラブルの相談が、寄せられるようになりました。このトラブルは、消費者と業者との合意内容を確認しにくく、解決が難しい場合が多くなっています。

事例 プロバイダを乗り換えれば安くなると電話で勧誘され、契約することになり、乗り換えに必要な作業は遠隔操作で行うと言われた。後日、業者から電話があり、パソコンの電源を入れ、指示されたホームページを見て何かの数字を教えたことは覚えているが、それ以外は何もしていない。数日後、見知らぬプロバイダ事業者から請求書が届き、以前より高い月額利用料で、頼んでいない映像配信サービスやリモートサービス等も契約したようになっていた。解約したい。(相談者：60歳代 女性)

ひとことアドバイス

- ☆自分のパソコンを勧誘業者に遠隔操作させないようにしましょう。
- ☆内容を十分に理解して契約しましょう。
- ☆必要がない時は、きっぱり断りましょう。

トラブルにあったら

- ・市消費生活センター ☎ 45-2327
(市役所2階経済課内) 月～金曜日
9:00～12:00、13:00～16:00
- ※土・日曜日、祝日、年末年始は除く